

高知県公報

発行
高知県
高知市丸の内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知短期大学学則の一部を改正する規則	1
告 示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定 (税 務 課)	1
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(2件) (“)	1
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	2
◎災害時要援護者に係る個人情報の保護に関する指針 (地震・防災課)	3
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	4
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	4
○告示(漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部改正 (水産政策課)	5
○公共測量の終了の通知(3件) (用地対策課)	5
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	5
○道路の区域変更(3件) (道 路 課)	6
○道路の供用開始(2件) (“)	6
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	6
高知県教育委員会告示	
◎高知県立県民体育館及び高知県立武道館の指定管理者の主たる事務所の所在地の変更の届出 (教育委員会事務局スポーツ健康教育課)	7
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	7
○政治団体異動の届出	7
○政治団体解散の届出	8
○政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体	8
招請公告	
○招請(高知県次期ハイウェイ(仮称)サービス提供業務の企画提案書の提	

出)の公告 (情報政策課)	8
落札公告 <4・15揭示>	
○落札者等の公告 (公園下水道課)	9
○〃 (公営企業局 県立病院課)	9

規 則

高知短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第46号

高知短期大学学則の一部を改正する規則

高知短期大学学則(昭和31年高知県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第14条第2号の表中

「 国際法 4 」
を
「 国際法 4 社会保障法 4 」
に改め、
「 漁業経済論 2 」
を削り、
「 地域史 4 」
を
「 地域史 2 」
に改め、
「 社会学特殊講義 2 」
を削り、
「 社会科学演習 6 」

「 社会科学演習 8 」
に改める。
第39条の表地域政策系科目の項中
「 地域史特講 2 」

を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知短期大学学則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第353号

地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第1項の規定により、軽油引取税に係る特約業者として次のとおり指定した。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 名称及び代表者の氏名
高知県漁業協同組合 代表理事組合長 明神 努
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
高知市横浜1814番地1
- 3 指定年月日
平成21年4月1日

高知県告示第354号

地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 名称及び代表者の氏名
有限会社竹内石油店 代表取締役 竹内 彰
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
高知市高須東町1-5
- 3 取消し年月日
平成20年11月30日

高知県告示第355号

地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)第1

条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 名称及び代表者の氏名
有限会社平田石油店 代表取締役 平田 一郎
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
須崎市浜町二丁目1番7号
- 3 取消し年月日
平成21年1月30日

高知県告示第356号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
見付	カクレジク	968の2から968の5まで、969の2から969の7まで、970の2、970の3、970の8から970の10まで、977の2、1063の2、1064の2、1064の3	見付	大切
	影平	1205の4、2194、2196、2204から2207まで、2227、2228		影地
	影地	1212の1、1212の3、1226の1、1226の2、1257、1258のイ、1258のロ		影平
金上野	カラスデン	1574の5		
見付	山口	2261から2265まで		
	ヤケキ	1428		焼木川

	焼木川	2310、2311、2313、2318、2320、2362、2375、2376、2378		ヤケキ
金上野	才能	310の2、310の3	金上野	野中
	見付越	834の1		己斐山
		842の2	焼木谷	
	上波瀬ガ小路	978の2、978の3、980の1、980の5、980の6、980の8、981、982、1538の19から1538の21まで、1538の25		又之丞屋式
	下波瀬ガ小路	983の1、985、998の1、998の8から998の18まで		
	黒岩	1006の1、1006の3から1006の10まで		
	鍛冶屋口	1533の9、1533の11		
	下ハゼガ小路	1539の2		
	小池ノ谷	1550の9		
	上坂	1048から1054まで		上ミ坂
	辻ノ川	1553の7		
	初尾田	1109の2、1110の3		中向
	桑畑	1151のロ、1161の2、1161の3		
		1146、1147の1、1147の2、1148の1から1148の5まで、1149、1150、		桑木畑

		1151の1、1151の3、1152から1157まで、1158の1、1158の2、1159、1160の1から1160の5まで、1161の1、1162の1、1162の6、1162の7、1163、1164の1から1164の3まで、1165、1166の1、1166の2、1167の1、1167の3、1167の5 1146に隣接する国有地の全部		
		1162の4、1162の5、1167の2、1167の4		川辺ノ前
	堂免	1229の2、1230の2、1241の4から1241の7まで、1242の6		
	岡屋敷	1243の2、1244の2、1278の2、1278の3、1279の6、1279の7		
	堂ヶ谷	1280の2、1280の3、1282の2、1298の2から1298の4まで、1299の2、1299の4、1305の2、1305の3、1307の3		岡屋敷
		1293の24、1293の25、1572の22		三本松
	高樋	1349の13、1349の17、1349の20		
	三本松	1308の2、1309の2、1312の2、1313の3、1314の1		堂ヶ谷
		1330から1332まで、1334の1から1334の3まで、1335、1339の3		高樋

3 対象とする個人情報
この指針は、個人情報の処理形態にかかわらず、支援者がその災害時要援護者支援に係る活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

第2 個人情報の適正な取扱い

1 個人情報の収集

- (1) 支援者は、個人情報を収集するときは、正当な災害時要援護者支援に係る活動の範囲内で、その収集目的を明確にし、当該収集目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。
- (2) 支援者は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により行うものとする。
- (3) 支援者は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないものとする。ただし、当該個人情報の収集が本人の同意に基づくとき又は本人の権利利益の侵害が生じないと認められるときは、この限りでない。
- (4) 支援者は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意に基づくとき又は本人の権利利益の侵害が生じないと認められるときは、この限りでない。
- (5) 支援者は、個人情報を収集するときは、原則として、本人がその収集目的を確認することができるようにするものとする。

2 個人情報の利用及び共有

支援者は、収集したときの目的の範囲内で個人情報を利用し、本人の同意を得た範囲内で共有するものとする。ただし、本人の同意に基づくとき又は本人の権利利益の侵害が生じないと認められるときは、収集したときの目的の範囲を超えて個人情報を利用することができる。

3 個人情報の適正管理

- (1) 支援者は、その保有する個人情報を、災害時要援護者支援に係る活動の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新なものとしておくよう努めるものとする。
- (2) 支援者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 支援者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去するものとする。ただし、廃棄又は消去以外の方法による取扱いが定められているときは、その取扱いによるものとする。
- (4) 支援者は、個人情報及び災害時要援護者支援活動に係る活動で知り得た秘密を、支援者でなくなった後においても、他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

4 個人情報の委託処理に対する措置

支援者は、個人情報の処理を支援者以外の第三者に委託するときは、当該委託先に対して、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

5 個人情報の開示等

- (1) 災害時要援護者又はその家族は、支援者間で協議した支援方法について確認し、支障があると認められるときは、支援者と調整を行っていくものとする。
- (2) 支援者は、保有する個人情報について、本人から自己の個人情報の開示、訂正、消去又は共有先の変更等を求められたときは、原則として、これに応ずるものとする。

第3 支援団体における個人情報の適正な取扱いに関する責任体制の確立等

- 1 支援団体は、この指針に規定する個人情報の取扱いについて、当該支援団体における責任者を定め、責任体制を確立するものとする。ただし、法令に基づき既に責任体制を確立しているときは、この指針による責任体制を確立したものとみなす。
- 2 支援団体における責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 個人情報の適正な取扱いに関する規程の制定
 - (2) 個人情報の保護に関する適正な取扱いに関する方法の支援団体内の支援者への周知の取組
 - (3) 個人情報の取扱いに関する運用状況の確認及び見直し
 - (4) 災害時要援護者又はその家族からの自己の個人情報の取扱いに関する苦情への適切かつ迅速な対処

第4 支援ネットワークにおける個人情報の適正な取扱いに関する規程の遵守等

- 1 支援ネットワークは、災害時要援護者支援の目的が円滑に達成することができるよう、この指針、法令及び各支援団体の保有する個人情報の適正な取扱いに関する規程を遵守するものとする。
- 2 この指針、法令及び各支援団体の保有する個人情報の適正な取扱いに関する規程の遵守に当たって、その運用方法に関し疑義があるときは、支援ネットワークの支援者は、保有する個人情報の種類の限定その他の適正な取扱いについて、支援ネットワークで協議し、運用方針の詳細を定めるものとする。

高知県告示第358号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
平20高知県1第12号 正義山(全和褐原89) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	室戸市 山下 皓平	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第359号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町寺川字名ノ川108の8
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第360号

昭和49年10月高知県告示第523号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

2 小型漁船漁業以外の漁業の表中

「高知県大方町	高知県漁業協同組合の地区のうち旧大方町漁業協同組合の地区	1	小型まぐろ漁業
		2	小型かつお漁業及び中型かつお漁業
		3	大型定置漁業

を

「高知県大方町	高知県漁業協同組合の地区のうち旧大方町漁業協同組合の地区	1	小型まぐろ漁業
		2	小型かつお漁業
		3	大型かつお漁業
		4	大型定置漁業

に改める。

高知県告示第361号

高知市長から平成20年6月高知県告示第417号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成21年3月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第362号

高知市長から平成21年1月高知県告示第45号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を同年3月20日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第363号

国土交通省高知河川国道事務所長から平成21年2月高知県告示第96号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を同年3月27日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第364号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

須崎市小浦

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	須崎市大谷字河原山	945
2	” ” ”	”
3	” ” ”	943-1・943-2
4	” ” 字河原	733-2
5	” ” ”	733-1

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年4月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町上八川 上分字横荒7950番2 から 吾川郡いの町上八川 上分字横荒7948番1 まで	前	10.5 ∟ 64.0	77
	後	10.5 ∟ 58.0	77

高知県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年4月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市手洗川字カ ドカ谷山4326番14	A	5.5 ∟ 6.0	168

区 間	前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	B		
四万十市手洗川字カ ドカ谷山4326番14から 四万十市手洗川南 カドカ谷山4327番9 まで	後	10.7 ∟ 80.2	269

高知県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年4月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市八京字唐岩 1404番7から 南国市八京字東唐岩 1402番1まで	前	5.0 ∟ 35.0	94
	後	12.0 ∟ 35.0	94

高知県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年4月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市手洗川字カドカ谷山4326番14から 四万十市手洗川南カドカ谷山4327番9まで	269	平成21年4月24日

高知県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年4月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市八京字唐岩1404番7 から 南国市八京字東唐岩1402番 1まで	94	平成21年4月24日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により須崎市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
須崎都市計画土地区画整理事業の変更（桐間地区土地区画整理事業）
- 2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び須崎市役所

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第10号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第12号)第17条第2項及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第13号)第17条第2項の規定により高知県立県民体育館及び高知県立武道館の指定管理者から主たる事務所の所在地について変更の届出があったので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第21条第2号及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第21条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月24日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

1 施設の名称

高知県立県民体育館及び高知県立武道館

2 指定管理者として指定した団体の名称

財団法人高知県スポーツ振興財団

3 変更前及び変更後の主たる事務所の所在地

(変更前) 高知市棧橋通二丁目1番53号

(変更後) 高知市春野町芳原2485番地

4 変更年月日

平成21年4月1日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成21年4月24日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

Table with 5 columns: 名称, 代表者氏名, 会計責任者氏名, 主たる事務所の所在地, 届出年月日. Row 1: 高橋眞一郎後援会, 大崎 良範, 高橋 久仁子, 高岡郡津野町姫野々541-4, 平21・3・23

高知県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成21年4月24日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党(国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党)

Table with 6 columns: 区分, 名称, 代表者氏名, 会計責任者氏名, 主たる事務所の所在地, 届出年月日. Rows include: 日本共産党東部地区委員会, 自由民主党四万十市支部, 自由民主党高知県看護連盟, 自由民主党高知県自治振興支部, etc.

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

Table with 6 columns: 区分, 名称, 代表者氏名, 会計責任者氏名, 主たる事務所の所在地, 届出年月日. Row 1: (Blank), (Blank), (Blank), (Blank), (Blank), (Blank)

Table with 6 columns: 異動前, 異動後, 名称, 代表者氏名, 会計責任者氏名, 届出年月日. Rows include: 草莽崛起の会, MELON高知支部社会活動委員会, 大石教政後援会, 明るい市政をすすめる会, 政治結社大行社高知支部, 森田ちづこ後援会, 安全安, etc.

前	心豊かな郷土をつくる会				24
異動後	安全安心豊かな香南市をつくる会				
異動前	岡田良成後援会	片岡 浩	異動なし	吾川郡仁淀川町大崎 320-1	平21・3・24
異動後		岡田 由美		吾川郡仁淀川町森山 550-12	
異動前	きよとう真司後援会	異動なし	田村 栄一	異動なし	平21・3・24
異動後			有元 和哉		
異動前	江渕征香後援会	異動なし	谷村 金幸	異動なし	平21・3・27
異動後			大原 正男		
異動前	ふぁーまー土居後援会	異動なし	土居 よし美	異動なし	平21・3・27
異動後			瀬川 佳久		
異動前	より良い南国市の会	異動なし	杉本 憲男	異動なし	平21・3・27
異動後			尾藤 千代		

異動前	江渕征香を支える会	異動なし	谷村 金幸	異動なし	平21・3・30
異動後			大原 正男		
異動前	久万としちか後援会事務所	異動なし	猿田 忠博	高知市土居町14-3	平21・3・30
異動後			森口 卓	高知市桜井町一丁目 8-32	
異動前	寺村昇後援会	異動なし	異動なし	須崎市妙見町 7-27	平21・3・31
異動後				須崎市大間西町 3-4	

高知県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成21年4月24日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
大豊町公平後援会	長岡郡大豊町津家34-7	小笠原 春行	解散	平21・3・25
高知の新時代を拓く会	高知市長浜5984-2	味本 隆	解散	平21・3・31

高知県選挙管理委員会告示第19号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成21年4月1日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年4月24日
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
小笠原良後援会	小笠原 良	小笠原 良	安芸郡奈半利町乙1387
小田々豊と地域の未来を創る会	小田々 豊	山田 裕司	土佐郡大川村朝谷111
酒井まさのり後援会	酒井 公順	酒井 満佐子	幡多郡黒潮町上川口781-1
戸田健彦後援会	戸田 秋則	中平 岩男	高岡郡四万十町仁井田1198-1
西本勝一後援会	白石 寿喜	吉村 信利	土佐清水市寿町 8-6
水と根の会	関川 良昌	岡村 悟	安芸郡芸西村和食甲1360-2
元木益樹大樹会	元木 益樹	元木 緋紗子	高知市九反田 3-9
森田幹夫育てる会	宗光 恵	中田 武司	須崎市浦ノ内東分137

招 請 公 告

次のとおり、高知県次期ハイウェイ（仮称）サービス提供業務の企画提案書の提出を招請します。

平成21年4月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 業務の概要

- (1) 対象業務
高知県次期ハイウェイ（仮称）サービス提供業務
- (2) 対象業務の特質等
募集要領及び提案依頼書による。
- (3) 履行期間
平成22年4月1日から平成32年3月31日まで

- (4) 納入場所
高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル6階
高知県文化生活部情報政策課
- (5) 見積書の記載方法
契約に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、企画提案書の提出者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 2 企画提案書の提出者に要求される資格
企画提案書を提出することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に規定する第一種電気通信事業者又は第二種電気通信事業者であること。
- (3) 高知県における「平成21～23年一般(指名)競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (4) この招請公告の日から当該業務の企画提案書の提出の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 3 企画提案書の提出場所等
- (1) 参加申込書及び企画提案書の提出場所、説明資料の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号780-0870
高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル6階
高知県文化生活部情報政策課
電話番号088-823-9650
ファクシミリ番号088-823-9647
電子メールアドレス141201@ken.pref.kochi.lg.jp
- (2) 説明資料の交付方法
平成21年4月15日(水)から同年5月26日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。
- (3) 参加申込書の提出期限及び提出方法
平成21年4月24日(金)午後5時までに(1)の提出場所に持参又は郵送により提出すること(郵送による場合は、同日午後5時までに必着すること)。

- (4) 業務に関する説明会の開催の日時、場所等
- ア 日時
平成21年4月20日(月)午後2時から
- イ 場所
高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル7階705会議室
- ウ 説明会に参加を希望する者は、平成21年4月17日(金)午後5時までに(1)の問い合わせ先にファクシミリ等で参加予定者を連絡する(様式は、任意とする。)こと。
- (5) 企画提案書の提出期間及び方法
平成21年5月1日(金)から同月26日まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の提出場所に持参すること(郵送又はファクシミリ等による提出は、認めない。)
- 4 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
- (5) 詳細は、募集要領及び提案依頼書による。
- 5 Summary
- (1) Project Name: Kochi's Next-Generation Information Highway Service-Provision Project (tentative name)
- (2) Deadline for submission of expressions of interest: 5 P.M. on Friday 24 April 2009 (by hand or post)
- (3) Deadline for submission of final proposal documents: 5 P.M. on Tuesday 26 May 2009 (by hand only)
- (4) All submissions should be in Japanese, and prices in Japanese Yen
- (5) An explanatory meeting will be held on Monday 20 April 2009 from 2 P.M. on the 7th floor of the address below
- (6) Inquiries and submissions: Information Policy Division, Department of Culture and Community, Kochi Prefectural Government, Kochi Denki Building (the 6th floor) 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi Prefecture

780-0870 Japan
Tel: 088-823-9650 Fax: 088-823-9647
Email: 141201@ken.pref.kochi.lg.jp

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年4月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部公園下水道課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年3月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本ヘルス工業・高知プラントサービス特定委託業務共同企業体 東京都新宿区東五軒町3番25号
- 5 随意契約に係る契約金額
876,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当するため

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程(平成7年高知県企業局管理規程第9号)の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年4月24日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
高知県立幡多けんみん病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県立幡多けんみん病院総務課 宿毛市山奈町芳奈3-1
- 3 落札者を決定した日  
平成21年2月24日

- 4 落札者の氏名及び住所  
高知ビルメンテナンス協同組合 高知市棧橋通三丁目25番30号
- 5 落札金額  
33,251,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成21年1月13日